産後のママと赤ちゃんを応援します！

産後の母と子の健診・検査費用を助成します

産後のお母さんと赤ちゃんの健康を守るため、下記の健診・検査費用を助成します。

① 産婦健康診査

対象

出産後8週未満の産婦

健診の時期・回数

・出産後２週間ごろ
・出産後１か月ごろ

健診の内容

①問診　②診察　③体重・血圧測定
④尿検査（たんぱく・糖）
⑤こころの健康チェック

助成金額の上限

1回あたり 5,000円

② 新生児聴覚検査

対象

生後90日以内の乳児

対象の検査

下記のうちいずれか１つ
・ABR検査（聴性脳幹反応検査）
・自動ABR検査
・OAE検査（耳音響放射検査）
※生後3日目頃の検査を推奨

助成金額の上限

1人あたり 5,000円

③ 1か月児健康診査

対象

※R8.4.1以降に生まれた児
原則生後28日から41日
（生後5週6日）頃までの乳児

健診内容

①問診
②計測
③診察

助成金額の上限

1人あたり 6,000円

委託医療機関で受診する場合

委託医療機関

筑紫クリニック・権丈産婦人科医院・山崎産婦人科小児科医院・
ゆいレディースクリニック・青葉レディースクリニック・
そらレディースクリニック・千鳥橋病院（聴覚のみ）・
千代診療所（産婦・１か月健診のみ）

受診券及び母子手帳を持参し受診してください。
役場での手続きは不要です。

委託医療機関以外で受診する場合

受診後に費用をお支払いいただき、
必要書類を添えて申請してください。

必要書類

- ☐ 志免町産婦健康診査・1か月児健診・新生児聴覚検査費用助成金交付申請書兼請求書
- ☐ 各健診及び検査の受診券
- ☐ 母子手帳
- ☐ 各種健診・検査を受診した際の領収書及び診療明細書
- ☐ 振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
- ☐ 申請者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）

1枚の申請書で上記3つの払い戻しの手続きが可能です。
全て終了したタイミングでの申請をお願いします！

ご確認ください

- 受診及び検査実施日に志免町に住民票がある方が対象です。
- 受診券記載項目を全て受診してください。
- 助成期限は受診日から1年以内です。
- 受診券に記載以外の検査及び保険診療で受けたもの、精密検査等については助成の対象外です。
- 健診及び検査の結果により、志免町と医療機関で情報共有させていただくことがあります。

申請・問い合わせ先

志免町志免中央一丁目３番１号（ふれあいセンター２階）
志免町役場　子育て支援課　母子保健係
☎ 092-935-1473

電話・窓口受付時間
8:30～17:00
※R9年1月4日以降 電話・窓口受付時間が変更になります。
9:00～16:30